

令和7年度 草津市高穂地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人聖優会】

基本方針	・高齢者が身近な地域の中で、その人らしい、笑顔が多くなるような生活を長く続けていけるよう支援する為に、地域の各関係機関（医療、介護、福祉機関、地域住民組織等）との連携に努め、要援護高齢者の把握、支援が行えるネットワークづくりを行います。 ・センター内の三職種が、職種の特性を生かし、相互に連携、協働しながら、情報を共有、支援方法を検討し、チームアプローチにより支援を行います。
今年度の目標	【1】高穂地域包括支援センターが、高齢者の総合相談窓口として地域に周知されるよう普及活動に努め、相談が入りやすいネットワークの構築を目指します。 ★【2】認知症を自分事として考えるきっかけとなる事を目的に、地域の多世代への認知症の啓発活動を行っていきます。地域の認知症見守り活動に参加し、その気づきを専門職へ啓発を行います。（草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業、安心声かけ訓練） ・認知症により何らかの支援が必要な状況となっても、安心して暮らし続けられることが出来ることに加えて、尊厳を保つ事を意識し、本人が望む暮らしに近づくよう、支援に活かしていきます。 ★【3】地域ケア個別会議を開催し、地域課題の積み重ね、整理を行います。・多職種協働、他機関連携を意識し、支援に活かします。 【4】高齢者に関わる組織、団体の情報の収集、把握を行います。【志津南学区】 【5】BCP(事業継続計画)をセンター内にて共有します。
重点的な取組事項	①各関係機関への周知活動を通して、顔の見える関係を作り、地域に根ざした相談窓口になるよう努めます。 ②認知症を自分事として考えるきっかけから、見守りのある地域になるように、地域活動を専門職へ啓発を行い、地域と専門職とのつながりのきっかけが出来るよう努めます。 ③家族支援(難病、介護離職予防、重度介護)が必要となる相談が増えてきている為、制度、施策を学ぶ機会を持ち、個別支援に活かせるようにします。 ④フレイル予防が行えるよう高齢者に関わる組織の活動状況を把握し、地域住民、ケアマネジャーへ情報提供を行います。 ⑤BCP(事業継続計画)を職員全員で共有する時間を持ち、学区毎のハザードマップ、防災マップを再度確認します。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・朝ミーティング表を活用し、三職種での情報共有、課題整理、緊急性の確認、支援方針の協議を円滑に進める。また、月1回の圏域ミーティングにて市の定める終結基準をもとに、ケース対応の共有、評価を行う。 ・民生委員児童委員協議会との研修交流会を継続開催し、民生委員児童委員の改選の年度として、今後の連携強化や地域課題を検討する、また、交流会後のアンケート結果をもとに、ニーズを確認の上、必要な取り組みを実施できるように努める。 ・複雑化、複合化した課題のあるケースについて、行政や関係機関、他圏域の包括と連携を図ることで、幅広い知識を深め、ケースの対応が行えるように努める。
(2)権利擁護業務	・高齢者虐待が疑われるケースの相談があった際には、早急に三職種での検討の場を持ち、通報が必要と判断した際には迅速に長寿いきがい課への連絡を行う。また、対応や支援は組織で対応できるように、適宜ケース協議の場を設定し、円滑な対応ができるように努める。 ・困難事例については専門的な視点で支援ができるよう、法律支援事業の活用や、成年後見センターもだま等の機関と連携に努める。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・圏域ケアマネジャー交流会：6月：避難行動要支援者登録制度のしくみを知り、平時からの備えや災害時の安否確認、避難支援の方法を学ぶ。10月：生活保護受給者の家計管理の支援方法を学ぶ事で適正な金銭管理に對する支援者の視点を学習する。また高齢者虐待防止研修を行う。R8、2月：事例検討会を開催する。本人、家族支援だけでなく、支援者の疲弊につながらないように必要な知識を高め、情報交換をしスキルアップを行う。 ・急変時や退院時に支援者が本人の意思に沿った支援ができるよう、未来ノート等を活用できる機会を作り、医療機関やサービス事業所と円滑に情報連携を行うことができる。 ・わかばの会：事業所以外で相談できる横のつながりを持ち、業務に対するモチベーションが維持できる関係性の構築を図る。参加者全員で取り上げるテーマを検討し取り組んで自己研鑽ができるような場を作る。「適切なケアマネジメント手法」を活用し、視点の抜け漏れをなくし、本人の希望でのケアプランではなく、掘り下げた視点を持つよう意識し、その人にあった支援内容を検討する。支援困難事例には、基本ケアに加え、それぞれの疾患や、家族、インフォーマル、地域活動にも検討を深め、ケアプランを作成し、課題解決に取り組めるようにする。その人の持っている生きる力や、強みを活かし、今後の予測を検討する事も意識できるように助言する。 ・圏域内の主任ケアマネジャーと課題整理の方法や、地域課題についての協議の場を持つ。
(4) 認知症総合支援事業	・認知症高齢者等見守りネットワーク事業、認知症高齢者等個人賠償責任保険、認知症ヘルプカードの啓発や利用における支援を行う。 ・帰れなくなった人に地域が気づき、早く対応できるよう、地域に認知症の正しい知識の啓発、介護事業所へ認知症高齢者等見守りネットワーク事業の啓発を行っていく。 ・認知症の正しい知識と理解ができ、認知症の人やその家族の見守り活動が多世代に広がるよう、認知症キャラバンメイトと連携協力し啓発を行う。 ・認知症初期集中支援チームと連携しながら適切な支援につなげる。 ・専門職と協働し、認知症の本人や家族が安心して暮らせる居場所づくりをし、地域全体での見守りや支え合いの体勢を整える。 ・チームオレンジの構築や、本人ミーティングの啓発するために、行政や企業、介護事業所との連携協力していく。 ・認知症の方の家族が早期から相談できるように支援していく。それにより、家族の介護離職を防いでいく。
(5) 地域ケア会議推進事業	・圏域ケアマネジャーと、高穂学区の地域資源情報等の共有の機会を設ける。 ・他の地域包括支援センターで開催される地域ケア個別会議に出席し、運営方法や流れを学ぶ。その後圏域ケアマネジャーと支援困難ケースや自立が阻害されていると考えられるケース、支援が必要と判断されるがサービスにつながらっていないケースについて課題整理を行い、次年度の会議開催に向けて協議を行う。 ・草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録をされた方に対して、地域ケア個別会議を開催し、医療、介護専門職、地域の協力者と共に、行方不明予防対策、見守り、地域課題についての協議を行う。認知症があっても、尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、認知症に対しての正しい知識の啓発、自分事として考えるきっかけ、偏見をなくす、家族が悩みを抱え込まないよう対応の協議を行っていく。（地図を活用し普段の生活範囲、外出ルートの確認等、持ち物の写真を残す、個々の事例に合った協議を行う）開催後、抱える課題整理を行う。 ・学区の医療福祉を考える会議において、気づきから活動につながったことへの支援協力を行う。 《志津学区》地域安心声かけ訓練への実施の協力をする。専門職の参加調整協力（追分町）志津版認知症の人にやさしいお店・事業所を広げる為に独自の認知症サポーター講座動画作成の協力を行う。 《志津南学区》医療、介事事業者の訪問時の駐車場問題等、会議開催に向けて、内容を協議していく。ふれあいハウス「絆」や学区社協の活動を住民、医療、介護関係者に周知、新たな事業所の参画も検討する。 《矢倉学区》「びかっ草津」を継続して取り組むとともに、会議に参加していない地域住民に対しても福祉サービスの理解が広がるように周知、啓発を行う。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・自立支援と課題整理ができるようケアマネジメント支援を継続していく。 ・介護予防に関する講座を行い、地域住民の意識を高めフレイル予防につなげていく。 ・地域資源の把握に務め、地域やケアマネジャーへ啓発を行い介護予防の意識を高め、地域活動への参加ができるようにする。【志津、志津南学区】 ・難病支援について、制度やサービス利用が滞りなく繋がっていくよう支援していく。 ・個別避難計画の取り組みとして、災害時緊急連絡先シートの活用を継続する。また、災害時にデータでも紙ベースでも確認できるようにしていく。

令和 7 年度 草津市草津地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会医療法人誠光会】

基本方針	1. 草津中学校区の高齢者がいきいきと自分らしい自立した生活を継続することができるよう支援を行います。 2. 地域共生社会を見据え、草津中学校区の高齢者が安心して暮らせるように、地域包括ケアの実現に向け支援を行います。 3. 三職種のチームアプローチにより、個人や地域の課題解決や活動の推進に努めます。
今年度の目標	(1)高齢者の多様な支援ニーズに対応できる相談支援体制の確立 (2)権利侵害を未然に防ぐことができる地域づくりの支援 (3)ケアマネジャーと民生委員のよりよい連携を行うための体制の整備 ★(4)認知症の人とその家族を支える地域の見守りネットワークづくりと啓発 (5)地域の関係者との地域課題の共有と地域課題解決に向けた取り組みの推進 ★(6)自立支援に向けたケアマネジメント支援と介護予防、フレイル予防の啓発や取り組みの推進
重点的な取組事項	①高齢者の多様なニーズに対応するため、センター内のミーティング、事例検討を三職種のチームアプローチにより行いケースワーク力の向上に努めます。 ②高齢者虐待や経済困窮等の権利侵害を予防することができる様、民生委員、ケアマネジャーや関係機関と密に連携し、早期介入や切れ目のない支援を行います。 ③草津圏域の民生委員、ケアマネジャーと共に、お互いが情報共有、連携をしやすくなるための連絡ツールの検討を行います。 ④認知症見守りネットワークや介護保険申請段階から認知症のある方や家族の困りごとを把握し、早い段階で見守りネットワークをつくっていきけるよう啓発、支援を行います。 ⑤地域ケア個別会議やケースワーク実践から地域課題を把握して一覧表で整理し、地域ケア推進会議での検討や課題解決に向けた取り組みにつなげます。 ⑥インフォーマルサービスを活用したケアプラン作成とフレイル予防のパンフレット配布等の啓発、元気高齢者に対して介護予防の取り組みを進めていきます。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	【総合相談支援の実施】 ・朝ミーティング、タミーティング、圏域ミーティングを開催し、情報共有、課題整理を行い、対応方法について、三職種で協議し検討を行う。 ・圏域ミーティングでは、複数課題を抱えるケースや、支援困難ケースなどに対象を絞り、センター内での事例検討を積極的に実施する。 ・高齢者のみならず、複雑化したニーズを抱える世帯への支援については、他機関との連携を図り、世帯全体を適切な支援へつないでいくことを意識し、支援チーム全体の方針を検討する機会を持てるようにし、ケースワーク力の向上に努める。必要なケースには2人体制での支援も行っていく。 ・行政等の関係機関と密接に連携し、身寄りのない高齢者や独居高齢者、認知症高齢者に早期介入を行い、切れ目のない支援へつなげる。 ・地域資源などの情報収集を積極的に行い、介護保険サービスを必要としない高齢者のフレイル予防について啓発と予防の取り組みを実施する。 ・業務効率化の視点から、昨年度から継続してペーパーレス化を促進する。ICTツールを用いた記録方法について検討する。 【ネットワークの構築】 ・民生委員とセンターとの交流会を年1回実施し、民生委員と地域課題を共有し、連携を深める。 ・今年度は家族支援推進の視点から、小規模多機能型居宅介護支援事業所とのネットワークを構築する。 【実態把握】 ・高齢者のみならず、複雑化したニーズを抱える世帯の状況を把握し、他機関との連携を図り、世帯全体を適切な支援へつないでいく。必要に応じて訪問による実態把握を行い、他機関と支援状況の共有を実施する。身寄りのない高齢者や独居高齢者について地域ニーズを把握し、早期介入を行う。

業務名	具体的な取組内容
(2)権利擁護業務	【高齢者虐待の防止と相談支援】 ・高齢者虐待を疑う相談があった場合は、日々のミーティングにて三職種で協議し、通報、相談の対応をとり職種の専門性に応じた役割分担を行う。また行政との役割分担を明確にし対応していく。 ・支援については、三職種で事例検討を行い、課題の整理、支援方針の検討、共有を行う。 【成年後見制度等の利用促進】 ・権利擁護の必要なケースについて、制度利用の促進及び制度利用に至るまでの高齢者の権利を守るための支援についてセンター内で検討し、関係機関と権利擁護ケース会議を開催する。 ・権利擁護ケース会議を地域ケア個別会議として位置づけて開催し、関係機関とのネットワークづくりの促進を行う。 【困難事例への対応】 ・権利擁護ケース会議や法律支援事業、法テラスを活用し、支援の必要な高齢者の課題解決に向けて支援を行う。 ・センター内の三職種で定期的に事例検討を行い、課題の整理や支援方法を検討し、必要時、2人体制で支援を行う。 ・他機関と連携していく中で支援が困難な場合は多機関協働事業を活用し、伴走支援を実施し、高齢者と家族の支援で担当課が異なる場合、情報共有の方法や支援方針の確認を都度行っていく。 ・身寄りのない高齢者の支援について、センター内で『身寄りのない方への支援ガイドライン』を修正し、課題について市や他機関と情報共有、連携して支援を行う。 【消費者被害の防止】 ・消費者被害の防止のため情報収集を行い、高齢者への周知を行う。消費者被害の疑いがあるケースについては、早期に消費生活センターへの相談を支援する。また、サービス事業所への提供票発送時に情報提供を行っていく。□
(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	【包括的・継続的なケア体制の構築】 ・関係機関との連携体制の構築、ケアマネジャーの資質向上や関係機関の連携を支援するため、主任介護支援専門員連絡会等の各会議へ出席する。 ・把握したインフォーマルサービスをケアマネジャーへ情報提供し、自立支援に向けたケアプランに反映してもらう。 ・ケアマネジャー交流勉強会での虐待研修で出た意見をもとに、虐待予防のため早い段階から介護保険制度や認知症について住民への周知を行っていく。 【地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築】 ・ケアマネジャー交流勉強会を開催(年4回予定:うち事例検討2回、研修1回、民生委員との交流会1回)し、地域課題を共有する。 ・ケアマネジャー交流勉強会の事例検討に民生委員にも参加してもらい、ケアマネジャーと民生委員が連携しやすくなるように支援する。 ・ケアマネジャーと民生委員の交流会の内容とアンケート結果を出席できなかったケアマネジャー、民生委員にもフィードバックする。 ・ケアマネジャーから、民生委員の連絡先がわからず連携しにくいとの声があったため、民児協便り等の情報提供を行う。 【ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談】 ・ケアマネジャーからの相談に対応し、相談内容の傾向について把握する。 ・ケアマネジャーが対応に苦慮する課題(家の片付け、金銭管理等)については、地域課題としてとらえ、必要な機関と対応を協議して相談対応する。 【支援困難事例等への助言等】 ・ケアマネジャーからの相談事例について、センター内で三職種での事例検討の機会を積極的に持ち、助言を行う。 ・ケアマネジャーと地域の関係者が連携していけるよう、必要なケースについて、地域ケア個別会議の開催を行う。 ・ケアマネジャーへの助言について、センター内で研修しスキルアップを行う。

業務名	具体的な取組内容
(4) 認知症総合支援事業	【地域への普及・啓発】 ・認知症サポーター養成講座を実施する。 ・認知症サポーター養成講座や認知症高齢者等見守りネットワークの啓発をコンビニエンスストアに対して行う。 ・地域住民が認知症の正しい知識と理解を深めるために啓発資料の作成を行う。 【関係機関との連携】 ・認知症地域支援推進員会議に参加する。(年3回:5/23、8/29、2/27) ・認知症キャラバン・メイト連絡会に参加する。(年12回) ・認知症初期集中支援チームに必要時依頼する。 ・認知症の高齢者に対して、地域ぐるみのケアシステムが必要な場合は、地域ケア個別会議の開催を行う。 ・市が進めるチームオレンジや本人ミーティングへの協力を行う。 【認知症の高齢者とその家族への支援】 ・総合相談より認知症とその家族への課題を三職種で明確化し対応を行う。 ・家族に、認知症高齢者等探索システム、認知症高齢者等個人賠償責任保険の啓発を行う。 ・地域の多様な関係者や機関によるネットワーク構築として認知症カフェへの参加を行う。 ・認知症の高齢者とその支援者へ成年後見制度の説明を行う。 ・高齢者虐待の要因の1つに認知症による症状に対応できないことや、介護疲れ、経済的な不安があることを理解し、早期対応を心掛ける。
(5) 地域ケア会議推進事業	【地域ケア個別会議】 ・高齢者を取り巻く関係者と支援を検討、共有する必要がある場合、地域ケア個別会議を開催し、ネットワークづくりを行う。 ・地域ケア個別会議で検討した事例から地域課題を学区ごとに抽出する。 ・ケアマネジャーと民生委員との連携について、引き続き共に検討できる場を設けていく。 【地域ケア推進会議】 ・地域ケア個別会議から抽出した地域課題や個別のケースから抽出した地域課題をセンター内で一覧表で分類して整理し、解決策をケアマネジャーや地域の人と検討する機会をもつ。 ・地域の見守り体制づくりや、民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センターとのよりよい連携に向けた取り組みを進めていく。 ・ケアマネジャーと民生委員の交流会で出た意見(本人、民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センターの四者の連絡体制づくり、連絡ツール等)について、実現に向けての検討を行う。 ・洪川学区の医療福祉を考える会議、草津学区の健幸を語り合うプロジェクトに出席、大路区は地域の関係者と地域課題を共有することができるよう、生活支援コーディネーターと協働し、高齢者の住みやすい地域づくりに協力を行う。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	【ケアマネジメントによる自立支援】 ・センター内でフレイル予防についての学習会を行い、ケアプラン作成に取り入れる。 ・直営担当のケアプランチェックを行い、自立支援に向けたケアプランを作成していく。 ・インフォーマルサービスの情報収集を行い、地域の活動の場(百歳体操)へ参加し、情報収集を行う。 ・利用者だけでなくケアマネジャーに対しても、積極的にインフォーマルサービスの情報提供できるよう情報整理を行う。 ・新規利用者の依頼が多く、受け入れられるように日々の業務改善に取り組む。 ・市内圏域の担当者で情報交換や共有を行い、改善策や課題など検討する。 ・BCP(業務継続計画)の一環として災害時連絡先名簿を3カ月に1回更新する。 ・利用者へのサービス提供が滞ることがないよう委託先(居宅支援事業所)と連携をとる。また自立支援やフレイル予防を盛り込んだケアプランとなるよう確認する。 ・直営利用者を対象に利用者満足度調査を実施する。 ・介護予防、フレイル予防の啓発のため、センターの空きスペースを活用した取り組みを地域の関係者と進めていく。

令和 7 年度 草津市老上地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人よつば会】

基本方針	地域の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、早期に要介護高齢者を把握し、高齢者本人のみならず介護を行う家族等に対する支援も行えるよう医療・介護・福祉・保健・地域団体や住民等の関係機関と連携を図りながら、社会資源の活用とネットワークの構築により高齢者が安心して暮らせるよう支援します。
今年度の目標	★①多世代に向けて地域包括支援センター周知や認知症の正しい理解の普及活動を行います。 ②地域における高齢者の在宅生活を支えるために、ヤングケアラーやダブルケアラーなど支援が必要な家族介護者を早期に発見し、適切な社会資源に関する情報提供を行っていきます。 ③効率的・効果的に支援を必要とする高齢者を見出し、適切な支援・継続的な見守りに繋ぎ、更なる問題発生を防止するために民生委員とのネットワークの構築化をすすめます。 ④地域ケア個別会議を実施し、個別課題の解決検討を行うとともに学区の地域課題の抽出を行い、地域の主任介護支援専門員や医療福祉を考える会議にて地域課題解決に向けての取組を行っていきます。 ⑤フレイル予防の啓発を行い、自立支援・重度化防止に取り組みます。 ⑥感染症や災害時に必要な支援を継続的に提供できるよう、BCPの見直しとシミュレーションを行います。
重点的な取組事項	★・地域に出向き、出前講座等で地域包括支援センターの周知や認知症の正しい理解の普及活動を行い、若い世代も含め多くの住民に知ってもらえるようSNSも活用して周知啓発を行います。 ・関係機関と連携を図りながら、支援の必要な高齢者や家族介護者を早期に発見し、状態やニーズに応じて適切な情報提供や支援に繋がられるようにしていきます。 ・地域サロン等にて、地域住民に対し運動・栄養・口腔ケアなどフレイル・オーラルフレイル予防を推進し健康への意識づけを行っていきます。 ・感染症や災害時に必要な支援を継続的に提供できるようBCPの見直しとシミュレーションを行い、圏域のケアマネジャーや地域団体と連携できるシステムを検討していきます。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・幅広い世代に地域包括支援センターを知ってもらえるよう、SNSも活用し周知活動を行う。 ・民生委員児童委員との勉強会や訪問活動が続ける事で顔の見える関係性を作り、地域でのネットワーク構築をすすめる。 ・朝ミーティング・圏域ミーティングにおいて三職種で緊急性や継続的・専門的関与の必要性について判断を行い、早期介入、課題解決の支援をすすめる。 ・民生委員児童委員やケアマネジャーからの情報、総合相談での関わりの中からヤングケアラー・ダブルケアラーを把握し、支援機関に繋がられるようにする。 ・複合化・複雑化した課題を抱えるケースは人とくらしのサポートセンター等、多機関との連携を図りながら支援をすすめる。
(2)権利擁護業務	・虐待疑いの相談が入れば、早期に三職種で共有・協議を行った上で、市に相談・通報を行い、組織的な対応が行えるようにする。 ・虐待リスクのあるケースについては未然に防ぐためのアプローチや早期発見・早期対応が行えるよう、多機関と連携して、チームで対応していく。 ・虐待が継続しているケースは市やケアマネジャーとチームで関わり、早期解決に取り組む体制を整えていく。 ・権利擁護の支援に関わる中で法律相談を活用し、法的根拠を持った支援が行えるようにする。 ・権利擁護ケース会議を活用し、本人の権利を守る支援が関係機関で検討できるようにする。 ・地域やケアマネジャーに向けて消費者被害の啓発や相談窓口の周知を行い、消費者被害の予防に取り組む。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・圏域ケアマネジャーのネットワーク構築・スキルアップのため、主任介護支援専門員と協働しながら交流会・勉強会・研修会を開催する。また、地域課題についても検討する機会を設け、地域の連携協力体制を構築できるようにしていく。 ・主任介護支援専門員連絡会に参加し、関係機関との連携やネットワークを構築する。 ・災害時のBCPIについて、ケアマネジャー事業所としての取り組みを確認しながら、地域包括支援センターや地域各団体との連携を検討していく。
(4) 認知症総合支援事業	・支援困難ケースについては、初期集中支援チーム会議に相談し、アプローチ方法等のアドバイスを受け対応を行う。 ・認知症の正しい理解を勧めるために、多世代に対し認知症サポーター養成講座等を行い啓発していく。 ・地域の認知症カフェに参加・協力し、家族が抱える問題や悩みについて相談対応していく。 ・認知症地域支援推進会議に参加し、市で取り組まれる本人ミーティングやチームオレンジについて参加協力を行う。
(5) 地域ケア会議推進事業	・高齢者が有する課題について地域ケア個別会議を開催し、他機関と連携しながら個別課題の解決に取り組み、個別課題の集積から学区の地域課題の抽出・整理を行う。 ・認知症高齢者等見守りネットワーク事業登録時には、地域ケア個別会議を実施し見守り体制を構築していく。 ・生活支援コーディネーターや行政各関係者と「学区の医療福祉を考える会議」等にて地域の現状や課題を共有・整理し、地域づくりや資源開発に繋がられるようにしていく。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・高齢者の尊厳を重視し、適切なケアマネジメント手法を考慮しながら、自立支援、重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを実施する。 ・地域のインフォーマルサービス(地域サロン・カフェ・地域活動等)を地域住民に周知し、社会参加に繋げることで介護予防を図っていく。 ・自立した日常生活を過ごすために、生活習慣病やフレイル予防の周知啓発を行い、健康に関する意識づけが図れるよう保健活動を行う。 ・未来ノートや介護予防手帳等の活用を行い、高齢者が自立した生活を過ごしていけるよう意識向上を図っていく。

令和7年度 草津市玉川地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人あさひ】

基本方針	玉川中学校区に暮らす高齢者について、早期に要介護高齢者を把握するとともに、一人ひとりの状況に合ったサービスや地域の活動につなげる支援を行うことにより、高齢者自身の意志を尊重したその人らしい生活を維持できるように支援します。また、医療・介護・福祉の専門職、さらには地域活動団体や住民との顔の見える関係づくりを進め、社会資源の活用とネットワーク構築により、玉川中学校区の高齢者が身近な地域の中で、安心して暮らし続けることができるように支援します。
今年度の目標	コロナ禍を経験したことで、交流や運動の機会が減ってしまった高齢者やその家族からのSOSを早期にキャッチし、地域や専門職と連携しながら支援につなげられるよう取り組みます。
重点的な取組事項	★顔の見える距離で、できるだけ多くの人にフレイル予防の大切さについて啓発します。 ★認知症の正しい理解が地域に広がるように、できるだけ多くの人に認知症高齢者や介護者と実際に関わってもらったり、地域ケア個別会議や個別支援に参加してもらって理解を深めてもらうよう取り組みます。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・サロンやいきいき百歳体操グループなど高齢者の集まる場に出向き、地域包括の啓発や出前講座を実施する。 ・相談を受け、困りごとなどを確認しながら介護保険申請や適切なサービス・相談機関、地域の支援へつなげられるようにする。 - また、訪問で得ることができた必要な情報については地域包括支援センター内で情報共有を図る。 ・南笠東学区民児協、玉川学区民児協と連携強化するために、交流会を年1～2回は開催する。 ・南笠東学区のバースディ訪問や玉川学区の高齢者訪問に同行訪問することで、支援が必要と思われる高齢者の実態を把握し、早期相談につながるように顔の見える関係づくりを実施していく。フレイルや認知症予防の為、自主的な取り組みや地域の活動への参加、総合事業、介護保険サービス等の利用についても伝えていく。 ・支援につながりにくいケースやつなぎ先がなかなか調整できないケースは、人とくらしのサポートセンターに相談し連携を図りながら対応する。
(2)権利擁護業務	・地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を検討する際には、権利擁護ケース会議を開催し、行政や各関係機関と連携を図りながら支援方法を検討する。 ・法的なことでは分からないことや判断できない時には、地域包括支援センター法律支援事業の電話相談と出張相談を積極的に活用する。 ・高齢者の権利擁護や高齢者虐待についての研修に積極的に参加する。 ・高齢者虐待について、行政や関係機関と連携しながら、終結に向けた虐待の対応や支援を行う。 ・高齢者の消費者被害を防ぐために民生委員児童委員やケアマネジャーへの情報提供をする。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・ケアマネジャーの資質の向上や関係機関との連携を支援するため、主任介護支援専門員連絡会に参加する。 ・ケアマネジャーが抱える支援事例に対して、課題になっていることを整理し、多角的な視点から課題解決につなげていけるように対応方法を検討することを目的として玉川圏域ケアマネジメント支援会議を年4回開催する。合わせてケアマネジャーが相互に情報交換ができるように促し、ケアマネジャーのネットワーク構築を図る。 ・ケアマネジャーに必要な知識に関して理解を深め、実践に役立てることができるように、玉川圏域ケアマネジメント支援研修を年4回開催する。(年間計画:6月11日『慢性疾患に対するケアマネジメント』、9月10日『ヤングケアラーへの支援』、12月10日障害者総合基本法と介護保険制度の関係』、2月4日『災害に役立つ防災知識』) ・なぜ高齢者虐待が起きてしまうのか、高齢者虐待が起こる背景や要因を理解するとともに、高齢者虐待を予防するために介護支援専門員として何を心かけるべきか、どんな対応をしていく必要があるかを学ぶことを目的に、市内の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーや地域包括支援センター職員を対象にした高齢者虐待を未然に防止していくためのケアマネジメント研修を開催する。
(4) 認知症総合支援事業	・認知症地域支援推進員会議に参加し、認知症の人への支援に関する取り組みや課題について市や他圏域と共有する。 ・草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録後の説明の際に地域ケア個別会議を行い早期発見ができるような体制が作れるよう連携を図っていく。 ・草津市認知症高齢者見守りネットワーク加盟事業所に登録のない民間企業や事業所に協力周知の依頼や認知症サポーター養成講座の案内をしていく。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識を深めていく。 ・認知症高齢者やその家族、ケアマネジャーからの相談に適切に対応し、必要に応じて認知症初期集中支援チームの活用を行う。 ・うさぎナースケア南草津主催のうさぎふらっとカフェに参加・協力をしていく。
(5) 地域ケア会議推進事業	・地域ケア個別会議を積極的に開催し、生活支援コーディネーターや専門職、民生委員などとネットワークを構築しながら、一人ひとりの高齢者に合った支援が行えるように取り組む。また個別課題を通じて、より良い地域につながるような課題を発見し、地域課題を積み上げていく。 ・個別の支援事例に対して多角的な視点からニーズや対応方法を検討し、事例提供者(ケアマネジャー)が自分自身の問題点に気づき、より良い支援につなげていけるように玉川圏域のケアマネジャーを対象にした玉川圏域ケアマネジメント支援会議を年4回開催する。 ・高齢者の心身機能および生活機能の維持・改善に向けて玉川圏域自立支援サポート会議を年4回(7月16日、9月17日、11月19日、1月22日)開催し、個別課題の把握を通じて地域課題を蓄積する。 ・地域課題の共有および実現可能な解決法の検討を進めるため、学区の医療福祉を考える会議や地域ケア推進会議を開催し、地域づくり・資源開発につなげる。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・要支援者等が、その心身の状況や置かれている環境などに応じて、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援を包括的かつ効果的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを作成し必要な支援を行っていく。 ・自立支援を目指したケアマネジメントを行うためには地域資源等の活用が必要であるため、今年度も圏域のケアマネジャーと地域の社会資源の見学などを継続していく。 ・フレイル予防の必要性を伝えたり、フレイル高齢者を早期にみつけるためにも、まちづくりセンターの職員、民生委員、地域の代表者等に啓発を行う。 ・地域の交流の場に訪問し、フレイル予防の運動や口腔体操などのチラシを配布していき介護予防につながる情報提供を行っていく。必要な方には短期集中予防サービス事業の参加を促していく。 ・玉川包括主催の自立支援サポート会議を4回開催し事例を通して介護予防ケアマネジメントの充実を図り、介護予防ケアマネジメントにおける地域課題の抽出を行っていく。

令和7年度 草津市松原地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人みのり】

基本方針	高齢者の暮らしの場における課題を整理し、どのようなサポートやしくみが必要かを地域の各機関と共に考え支援します。
今年度の目標	★①認知症があっても安心して暮らし続けられる地域づくりを支援します。 ②「地域に密着した高齢者の総合相談窓口」として幅広い世代に向けて周知活動・情報発信をおこなっていきます。 ③地域に起こっている高齢者を取り巻く課題をキャッチし改善に向けて共に考えます。
重点的な取組事項	★①認知症高齢者等見守りネットワーク事業の活用や、認知症サポーター養成講座や認知症声掛け訓練の開催の呼びかけをおこない、認知症に関する正しい知識の普及や地域見守り支援の構築をおこなう。 ②地域住民や医療機関、薬局、銀行、店舗等と連携を図り相談支援につなげていく。 ③地域のケアマネジャーと笠縫・山田学区の民生委員児童委員との交流会や勉強会を開催し、問題の共有や解決方法の検討をおこなう。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・山田・笠縫学区の民生委員児童委員交流会を年に1～2回開催し、地域のケアマネジャーも交えて顔の見える関係づくりや意見交換を行い連携の強化をはかる。 ・民生委員児童委員不在の地域においては、福祉委員、地域の関係機関との連携の機会をもち、ネットワークの構築を図っていく。 ・三職種の専門性を活かして専門性・継続性・緊急性の判断を行うために、朝ミーティングにて積極的な発言を心掛け活発に意見交換を行っていく。 ・複雑化・複合化したケースの早期発見を行い、関係機関と連携をはかり、具体的な支援方法を一緒に検討する。 ・複雑化・複合化したケースに関連するさまざまな課題についての研修に参加し知識をアップデートする。
(2)権利擁護業務	・人権尊重と人権擁護の意識を高く持って支援にあたるよう研修会へ参加し、人権尊重意識を定着させる。 ・年1回虐待研修を開催し、虐待を未然に防止するためにケアマネジャーや介護サービス事業所と連携をはかり早期対応・相談支援体制をつくっていく。 ・権利擁護のケース会議を開催し、成年後見制度の検討のみならず、その人らしい生活の実現に向けて支援者で考える機会を持つ。 ・消費者被害についての現状や被害事例と対処方法について地域住民やケアマネジャー、民生委員児童委員に対して啓発活動を行っていく。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・高齢者が抱える困りごとの背景にある家族が抱える多様な問題や地域が抱える課題にも視点に向け、関係機関や支援者と連携を図り支援の方向性を検討していく。 ・ケアマネジャーが支援に難しさを感じているケースについては、同行訪問や地域包括支援センター内の三職種で課題を整理し、地域ケア個別会議やケース検討会議等、多職種が協議をおこなえる場を調整し支援の検討をおこなっていく。また、必要に応じて専門機関や専門家へ助言やアドバイスを求めるなどケアマネジャーとのつなぎ支援をおこなう。 ・主任介護支援専門員連絡会への参加や居宅介護支援事業所が実施する勉強会への協力をおこない、ケアマネジャーが気軽に相談、意見交換をおこなえる機会を設けていく。 ・ケアマネジメント支援に関連する研修に参加し、スキルアップを図る。
(4) 認知症総合支援事業	・認知症高齢者等見守りネットワーク事業についての周知をケアマネジャーや民生委員児童委員、地域住民等に行い行方不明の未然防止や早期発見に努めていく。 ・地域にある店舗や金融機関等へ出向き、認知症の正しい理解の普及啓発を行い早期発見や相談につなげる。 ・認知症地域支援推進員会議や認知症キャラバンメイト会議に参加し、認知症の人への支援に関する取り組みや課題、施策について草津市や他圏域地域包括支援センターと共有する。 ・長寿いきがい課をはじめ認知症キャラバンメイト等の関係機関と連携を図りながら、認知症サポーター養成講座の周知、開催につなげていく。 ・笠縫学区において、認知症声掛け訓練を地域が主体となって継続して実施していけるよう協力していく。 ・認知症関連の研修会に積極的に参加し、認知症に対する学びを深め、チームオレンジや本人ミーティングなど新しい取り組みについての情報をキャッチしていく。 ・認知症高齢者等見守りネットワーク事業に協力してくれる企業や店舗の開拓に向け、地域の支援者とする機会を設ける。
(5) 地域ケア会議推進事業	・認知高齢者等見守りネットワーク事業登録時に地域ケア個別会議を開催し、見守り支援や行方不明時に早期に発見できる体制を構築していく。 ・複合的な課題を抱えるケースや家族支援が必要なケースにおいては地域ケア個別会議を開催し、課題の整理と支援の方向性(自助・互助・共助・公助)の検討を行う。 ・笠縫学区医療福祉を考える会議において、地域での支えあい・見守りの仕組み作りとして「居場所」や「担い手」を今ある取り組みとコラボし、実施に向けて協力していく。 ・山田学区医療福祉を考える会議において、完成した地域助け合い応援駐車場の活用状況をサービス事業所へ確認をおこなっていき、継続した事業展開が図っていけるよう協力していく。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・「自立支援」に向けたケアプランを作成することで介護度の維持・改善を図る。 ・地域包括支援センター内でケースの支援について相談を行い、多角的な意見をケアプランや具体的な支援に反映させていく。 ・インフォーマルサービスや総合事業の情報をキャッチし、必要なタイミングで支援ができるようにケアマネジャーに情報提供を行っていく。 ・地域サロンや老人会、地域のイベントに出向き、健康やフレイル予防についての啓発をおこない、セルフケア等の自主的な取り組みが継続できるように支援していく。

令和 7 年度 草津市新堂地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人寿会】

基本方針	・高齢者が地域の中でいきいきと自分らしい生活を継続することができるように支援します。 ・地域におけるネットワークを活用し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう支援します。 ・3職種が相互に専門性を活かし、連携、協働しながら、チームアプローチにより支援を行います。
今年度の目標	★フレイル予防の啓発を拡大し、自立支援と重度化防止に努めます。 ・多世代の方々から高齢者の総合相談窓口として地域に認識されるよう普及活動と情報発信を行います。 ・高齢者が地域で安心して暮し続けられるよう、民生委員や児童委員ボランティア委員等ネットワークづくりを構築します。 ・地域ケア個別会議や地域推進会議を開催し地域課題の抽出・整理を行い、解決に向けて他機関と連携しながら取り組みを行っています。 ・認知症の正しい理解と普及活動を行い、認知症の方とその家族を支える地域の見守りネットワークづくりを行います。
重点的な取組事項	・地域サロン・まちづくりセンター・その他高齢者が集まる場所へ出向き、フレイル予防啓発を広げ、住民主体でフレイル予防活動が開催できるよう土台作りを行う。 ・新しくできた店舗や薬局や診療所や企業等社会資源を確認し、地域包括支援センターのパンフレットやPRカードを配布し広報活動を行う。 ・見守りネットワークを地域の子どもたちにも広げていくために高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座を圏域内にある3つののびっこで開催する。 ・認知症サポーター養成講座ができるよう声かけを行い、認知症に関する正しい知識の普及や地域見守りネットワークの構築を行う。 ・ケアマネジャーと民生委員の連携が図れるよう合同勉強会の機会をつくる。 ・ケアマネジャーと地域課題を共有し虐待対応について理解を深めてもらう。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・店舗や企業等や薬局・診療所等へ包括のPRカードを活用し、多世代へ周知活動を行う。 ・見守りネットワークを地域の子どもたちに広げていく為に常盤・笠縫東・KRM児童育成クラブの3箇所が高齢者疑似体験と認知症サポーター養成講座を行う。 ・民生委員・児童委員との勉強会・交流会を各学区年間2回は行う。またケアマネジャーとの連携が図れる機会をつくる。 ・積極的に地域サロンや高齢者の集まる場に出向いて実態把握を行う。 ・朝ミーティングで情報共有し、三職種で継続性・緊急性の判断、課題の把握を行い、困難ケースにおいては後方支援へ早期に相談する。さらに複合化・複雑化する課題があるケースは人とくらしのサポートセンターと連携して支援をしていく。 ・見守りリストを活用しながら、課題があるが支援者につながっていない独居高齢者や高齢夫婦世帯の定期的な実態把握を行い、支援の方向性を検討していき早期介入を目指す。

業務名	具体的な取組内容
(2) 権利擁護業務	・消費者被害など高齢者の人権を守る為の情報発信を民生委員・児童委員の交流会や地域サロンで出前講座を行い、啓発活動を行う。 ・権利擁護支援が必要な方にはケース会議を開催し、成年後見制度申立等、必要な支援を関係機関と連携し行う。 ・老人福祉法に基づく措置や虐待対応を要する場合は、関係機関と連携しながら迅速に必要な支援を行う。 ・法的な専門知識や判断を要する場合は、積極的に法律支援事業や法テラスを活用し、適切に支援を行う。 ・朝ミーティングで虐待対応の協議をより密に行い、長寿いきがい課と連携し相談遅れがないように努める。 ・ケアマネジャーへ虐待対応の理解を深めてもらうよう虐待の研修を行う。 ・必要時には養護者支援に向けて長寿いきがい課や人とくらしのサポートセンターと連携し、必要な社会資源の情報提供やサポートを行い、虐待の再発防止に努める。
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・ケアマネジャー交流研修会では、前年度のアンケート結果を反映し、ケアマネジャーが興味・関心のあるテーマを検討することで、圏域ケアマネジャーのスキルアップを目指す。また地域における連携・体制づくりに繋がるよう、圏域のサービス事業所へ研修会の案内も行っていく。 ・圏域の薬局への訪問や研修案内を継続し、ケアマネジャーと薬剤師との関係づくりを行う。 ・引き続き研修の案内は事業所訪問の際に、圏域のケアマネジャーが地域包括支援センターに相談しやすい環境づくりに努める。 ・ケアマネジャーが、インフォーマル資源を活用しやすくなるよう、地域のサロンや老人クラブ活動など地域の情報の発信を行う。 ・対応が困難な事例については、地域ケア個別会議等を活用しケアマネジメント支援を行う。 ・地域のケアマネジャーと民生委員児童委員がお互いの役割を知り、連携して高齢者を支援していくためにケアマネジャー交流会・勉強会に民生委員にも参加いただけるよう働きかける。
(4) 認知症総合支援事業	・学童期から高齢者への理解を深めることができるよう、高齢者疑似体験や認知症サポーター養成講座の開催を目指しのびっこ常盤、のびっこ笠縫東、KRM児童育成クラブへの働きかけを行う。 ・圏域内の店舗や薬局等に対して認知症の理解を深めることができるよう、認知症サポーター養成講座の開催に向けた働きかけを行う。 ・認知症を患う方の介護者に対し介護負担軽減を図るため、家族会や認知症カフェ等の参加など適切な支援につなげることができるよう、必要な情報提供を行う。 ・本人ミーティングへの開催に向けて、認知症高齢者本人への声掛けを行う。
(5) 地域ケア会議推進事業	・地域ケア推進会議については、生活支援コーディネーターと連携を図りながら、地域関係者との地域課題の共有と協働により地域づくり・資源開発を推進する。 ・学区の医療福祉を考える会議を開催し、高齢者が地域で安心して暮らし続けることのできる街づくりを目指す。 ・地域ケア個別会議を開催し、個別課題の解決に向けた検討と地域の課題の抽出を図る。 ・ケアマネジャーからの積極的な事例検討に繋がるよう地域ケア個別会議の意義目的を理解してもらえるよう努める。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・地域でいきがいや役割を持ち自立した日常生活を送ることができるようインフォーマルサービスの積極的な活用を促す。 ・地域サロン等に対してセラバンドやチェアヨガ・脳活ダンス等の取り組みを続けることで、地域住民が主体として開催するフレイル予防教室の土台づくりを広げる。 ・地域サロンでフレイル予防の出前講座を行うにあたり、行ったアンケート結果を分析し、次のフレイル予防活動につなげる。